

保険診療による禁煙治療



当院では保険診療による禁煙治療を行っています。禁煙治療は、月曜日・火曜日の午前となっています。

事前に予約が必要となりますので、地域医療連携センター（中央棟 1 階 ・ ☎ (092) 801-1011（内線：4636））で予約をお取りください。

当院にかかりつけの患者さんは担当医にご相談ください。

保険診療による禁煙治療は、以下の1から5の全ての条件に該当する患者さんのみです。

1. 外来診療の方（入院中の方は保険診療の対象外です。）
2. 「禁煙治療のための標準手順書」に記載されているスクリーニングテスト（TDS）で、ニコチン依存症と診断された方
3. 直ちに禁煙することを希望し、「禁煙治療のための標準手順書」に則った禁煙治療（12週間にわたり計5回の禁煙治療プログラム）についての説明を受け、文書により同意している方
4. <35歳以上の方は> 1日の喫煙本数×喫煙年数=200以上の方
※35歳未満の方は「4」のような制限はありません。
5. <禁煙治療を中断したが、再度保険診療による禁煙治療を希望する方> ニコチン依存症管理料の初回算定日から1年以上経過している方